

患者の重症度（12月の特集）

在宅の重症者ケアに関する評価

＜2016年診療報酬改定で見直された主な在宅医療関連項目と対象患者＞

在宅時医学総合管理料

施設入居時等医学総合管理料

在宅緩和ケア充実診療所・病院加算

機能強化型訪問看護ステーション

重症度が高い患者(次のスライド参照)
を診ることで評価が高くなる

機能強化型の在支診・病の届出を行っている医療機関で、求められる要件を満たし、在宅時医学総合管理料などに関する行為を行った場合に加算される

別表7(次のスライド参照)に該当する患者を一定数(Iでは7人以上、IIでは10人以上)看ていること



＜重症度が高い患者＞

次の疾病等に罹患している患者

- 末期の悪性腫瘍
- スモン
- 難病法に規定する指定難病
- 後天性免疫不全症候群
- 脊髄損傷
- 真皮を越える褥瘡

次の処置等を実施している患者

- 在宅自己連続携行式腹膜灌流
- 在宅血液透析
- 在宅酸素療法
- 在宅中心静脈栄養法
- 在宅成分栄養経管栄養法
- 在宅自己導尿
- 在宅人工呼吸
- 植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理
- 肺高血圧症であって、プロスタグランジン I2製剤を投与
- 気管切開
- 気管カニューレを使用
- ドレーンチューブまたは留置カテーテルを使用
- 人工肛門または人工膀胱を設置

＜別表7＞

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患
- 多系統萎縮症
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 脊髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態